

新潟市ユニバーサルデザイン推進指針



平成29年3月

新潟市

目 次

はじめに	1
1 ユニバーサルデザインとは	3
2 ユニバーサルデザインの7原則	3
3 バリアフリーとユニバーサルデザイン	4
4 年齢や身体、生活環境の変化などの特徴を 踏まえた配慮や注意点	6
5 ユニバーサルデザインの7原則における ガイドライン	18
6 スパイラルアップを図るために必要な取り組み	25
7 参考	29
おわりに	30
参考資料 第3次新潟市ユニバーサルデザイン 推進行動計画の取り組み状況	31

はじめに

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、個人のさまざまな状況（あるいは個人の能力）にかかわらず、はじめから可能な限り多様な人が利用しやすいように生活環境や製品をつくるという考え方です。障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国籍市民*も、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定を図り、ソフト・ハード両面の幅広い分野にわたって、社会環境の整備を総合的に進めていく考え方として捉えられています。

新潟市では、これまでに経験したことのない勢いで、人口減少や少子・超高齢化、国際化、価値観の多様化などが進んでいます。

特に人口減少や少子・超高齢社会については、今後さらに厳しい時代となることが見込まれます。

また、企業のグローバル化や、海外からの観光客や外国籍市民の増加など、国際化の進展により、社会環境が急速に変化していくことが予想されます。

そのなかで、ユニバーサルデザインは、これからの社会を形成するうえで基本となる概念といえます。

新潟市では、これまでもユニバーサルデザインの推進を基本に据え、その考え方を市の事業などに取り入れてきましたが、その取り組みをさらに継続し、発展させていく必要があります。

また、市職員が自らの認識を深めることのみならず、市民やNPO、企業との連携・協働など、福祉や都市・交通の分野に限らず、あらゆる分野でユニバーサルデザインを推進することが求められます。

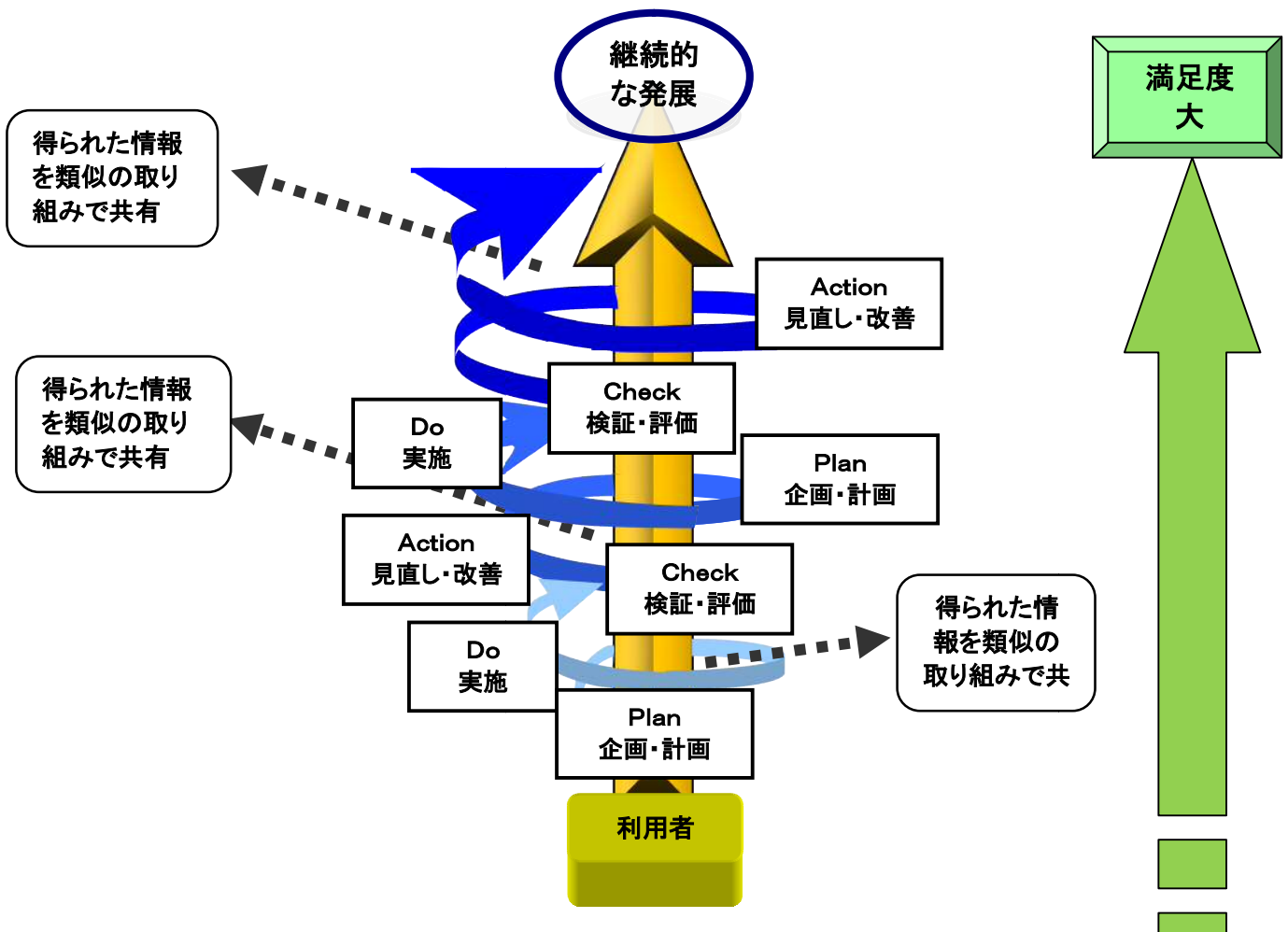
そこで、ユニバーサルデザインの基本的な考え方や取り組むべき方向性などを整理し、市が率先して実践し、発信することにより、社会全体でさらなるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいくため、基本的な考え方として本指針を策定しました。

この指針に基づき、「一人一人の多様性が尊重され、性別や障がいの有無、国籍の違いなどにかかわらず、誰もが安心して快適に生活できるようにする」というユニバーサル社会の実現を目指します。

※外国籍市民 日本国籍以外の市民に加えて、日本国籍を持っていても外国につながりのある多様な文化的背景を持つ市民を含む意味で用います。

新潟市のユニバーサルデザインへの取り組みについての考え方

期間	重点的取り組み項目	概要
平成18年 ～21年	普及推進 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画 新・新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画	市全体に、ユニバーサルデザインの考え方について普及推進に取り組み、各主体の取り組みへのきっかけづくりを進める期間
平成22年 ～26年	各主体の取り組みの充実 第3次新潟市ユニバーサルデザイン行動計画	ユニバーサルデザインの考え方がある程度定着し、ユニバーサルデザインを意識しながら、市の各機関での取り組みを進める期間
平成27年以降	取り組みの継続 新潟市ユニバーサルデザイン推進指針	社会環境や生活環境の変化を考慮し、PDCAサイクルに基づき、Plan（企画・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（見直し・改善）を繰り返しながら、スパイラルアップを図り、市全体としてユニバーサルデザインの取り組みを継続的に進めていく期間



1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、「万人の、共通の、万能の」という意味の「ユニバーサル(Universal)」と「計画、設計」という意味の「デザイン(Design)」の2つの英単語を組み合わせた言葉で、その頭文字をとって「UD (ユーディ)」とも呼ばれます。

「年齢、性別、国籍、個人のさまざまな状況（あるいは個人の能力）に関わらず、可能な限り多くの人々が利用できるデザイン」のことです。

つまり、「全ての人々が利用しやすい」「全ての人に思いやりのあるまちづくり、ものづくり」という考え方であるといえます。

最初にユニバーサルデザインの考え方を提唱したのは、アメリカ合衆国ノースカロライナ州立大学デザイン学部の教授で、ユニバーサルデザインセンター創設者でもあったロナルド・メイス氏です。

彼は1980年代に、ユニバーサルデザインを「全ての人々に対し、可能な限り最大限に利用しやすいよう製品や環境をデザインすることであり、デザインの変更や特別な仕様のデザインが必要なものであってはならない。」と定義しました。

2 ユニバーサルデザインの7原則

ユニバーサルデザインの原則は、ロナルド・メイス氏を含むグループが協力してまとめたものです。

「全ての人にとって、できるかぎり利用可能であるように、製品、建築物、環境をデザインすること」と定義し、一般に「全ての人々のデザイン」、「全ての人にやさしいデザイン」と言われています。

基本的には、障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、初めから、誰にでも利用可能であるようにデザインするという、さまざまな利用者の視点でより良いものづくりをしていくための考えといえます。

原則 1：誰にでも同じように利用できること（公平な利用）
誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。
原則 2：使う際の自由度が高いこと（利用における柔軟性）
使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

原則 3：使い方が簡単ですぐわかること（単純で直感的な利用）
使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。
原則 4：必要な情報がすぐに理解できること（分かりやすさ）
使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。
原則 5：うっかり間違えても危険につながらないデザインであること（安全性）
ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。
原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に、気持ち良く、疲れないで使えること（体への負担の少なさ）
効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。
原則 7：どんな体格や姿勢、移動方法の人にも、操作がしやすく使用するのに充分適切な広さと大きさを確保すること（スペースの確保）
どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

「バリアフリー」も「ユニバーサルデザイン」も、高齢者、障がい者、妊婦や子ども連れ、外国籍市民など全ての人が平等に社会参加でき、住みよい社会の実現という同じゴールを目指すものです。

「バリアフリー」は、高齢者や障がい者などが生活する上で物理的または心理的に、バリア（障壁）のとなるものを取り除いていくという考え方です。

これに対して、「ユニバーサルデザイン」は、あらゆる人にとってのバリアを生み出さないようにするという考え方であり、さまざまな人にとって便利で使いやすいと感じるものを、現状と比べながら増やしていくという「比較」の考え方でもあります。

では、「バリアフリー」はもう必要ないのかというと、そうではありません。現状として社会に存在するバリアをなくしていくことはこれからも必要です。

また、ライターのように、もともとは戦争で障がい者となった人のために開発したバリアフリー商品が、「ユニバーサルデザイン」になるような例もあります。

「ユニバーサルデザイン」を考慮して作ったものでも、利用者に受け入れられなければ、「ユニバーサルデザイン」とは言えません。

全ての人と同じ一つの方法で使いやすい環境にすることは現実的には困難ですが、既に存在しているバリアはできるだけ減らし（バリアフリー化）、新たにつくるものには、はじめからバリアがないよう「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れることが求められます。

さまざまな人が利用し、比較による改良や工夫を積み重ねながら、この両方の考え方を併せて推進することが大切です。

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	特定の人 (高齢者や障がい者など)	・年齢や性別、それぞれの能力、国籍などにかかわらず、全ての人を対象とする
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するという意味 ・高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全てのバリアの除去という意味でも用いられる ・特定の人々のバリアが除かれれば、取り組みは終わる 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらかじめ、さまざまな人々が利用しやすく、最初から障壁（バリア）をつくらない都市や生活環境をデザインする考え方 ・時の経過や社会環境の変化により、その都度見直しを行い、その時代にあった改善の取り組みを継続していく

4 年齢や身体、生活環境の変化などの特徴を踏まえた配慮や注意点

私たちが生活している社会には、子どもから高齢者まで、成長段階によって体格や精神面に差がある人、外国籍市民のように文化や生活習慣の異なる所から日本に来ている人、生まれつきの障がいや、病気、事故による障がいのある人など、さまざまな特性をもった人が生活しています。

また、買い物などで重い荷物を持っていたり、妊娠することで段々おなかが大きくなってきたり、病気で具合が悪かったりけがで行動に制約が出たりなど状態の変化により、一時的に不自由を感じている人もいます。

妊娠の初期でまだおなかが大きくなる前や、内部障がいのある人などは、外見からその人の不自由さを判断することは困難です。

このように、私たちが暮らす社会には、さまざまな人が生活しているということをお互いが知るとともに、それぞれの人にあった配慮ができることが大切になります。

以下に、それぞれの特性をまとめました。

(1) 高齢者

私たちは、加齢とともに体力などの運動機能のほか、視力、聴力、記憶力などの生理的機能が低下し、さまざまな場面で行動に制約を受ける場合があります。

主な特徴

ア 思うようにはからだ動かなくなります

関節の柔軟性や筋力が低下し、手先が不器用になります。

バランスが悪くなり、ちょっとした段差につまずいたりして転びやすくなります。

反応する能力も衰えるので、エスカレーターなどの動くものをうまく利用できなくなる場合があります。

イ 視覚機能の変化

焦点が合せにくくなります。

老人性白内障により、眼球の水晶体（レンズ）が濁り、かすむ、ぼやける、視野が黄色くなるなどの症状が出る場合があります。

ウ 聴覚機能の変化

相手の声が聞き取りづらくなったりします。

エ 記憶力や理解力が衰えます

物忘れが多くなったり、同じことを何度も聞くようになったりします。

新しいことを覚えたりすることに時間がかかる場合があります。

配慮すべき点

- ・体の不自由さや考え方に個人差があることを理解し対応することが大切です。
- ・相手のペースに合わせ、ゆっくりと大きな声で分かりやすく話すなどの工夫が必要です。
- ・認知症など加齢に伴い生じてくる疾患の症状を理解し、必要に応じて手助けをすることが大切です。
- ・パソコンの Web 画面やテレビなどのリモコンの操作表示、食品などのパッケージや各種マニュアル類、雑誌や新聞などの紙媒体など、見えにくさや間違いやすさを無くし、認識しやすいデザインが必要になります。
- ・インターネットに頼らない多様な手法による周知又は申し込み方法を選択できるよう配慮が必要です。
- ・人生の先輩であるという認識のもと敬意を持って接することが大切です。



(2) 手や足に障がいのある人

手や足に障がいのある人の中には、手足を切断したり機能障がいがある人、体にまひのある人、立ったり座ったりする姿勢保持が困難な人などがいます。

主な特徴

ア 移動に制約のある人がいます

杖や義足、車イスを使用する人の中には、階段などの段差やドアの開閉などで一人では移動が困難であったり、歩行が不安定でちょっとした段差でつまずきやすい場合があります。

イ 書類の記入が困難な人がいます

手に障がいやまひがある人の中には、文字を書くことが困難であったり、限られたスペースに書くことが困難である場合があります。

ウ 話すことが困難な人がいます。

体にまひがある人の中には、顔や手足が自分の意志とは無関係に動いてしまうため、思いを伝えにくい人がいます。

配慮すべき点

- ・困っている様子があれば、声をかけて本人の意思を確認し、必要に応じて手助けすることが必要です。
- ・移動スペースである通路や出入り口に物を置かないようにして、通行の邪魔にならないようにする必要があります。
- ・車イスを使用している人に話しかける場合は、相手の視線と同じ高さで話すようにする必要があります。
- ・相手の声が聞き取りづらい場合は、一語一語確認するなどの工夫が必要です。

(3) 視覚障がいのある人

視覚障がいのある人の中には、全く見えない人から見えづらい人、生まれつき見えない人から途中で見えなくなった人まで個人差があります。また、特定の色がわかりにくい人もいます。

音声をもとに情報を得ており、一人で移動することや文字の読み書きが困難な場合があります。

主な特徴

ア 聴覚を中心に情報を得ています

目からの情報が得にくいので、音声や点字などに触ることにより情報を得ています。

イ 一人での移動が困難な人がいます

視覚障がい者用誘導ブロックや音響信号を頼りに移動する場合もありますが、周辺の交通による騒音や慣れない場所では困難な場合があります。

ウ 文字の読み書きが困難な人がいます

人によっては、点字が読めず、また、書類に記入することが困難な場合があります。

エ 生まれつき見えない人と途中で見えなくなった人ではイメージや理解に個人差があります

途中で見えなくなった人は過去の記憶により物や景色などをイメージできますが、生まれつき見えない人はイメージが難しく、説明などの理解に時間がかかる場合があります。

配慮すべき点

- ・周囲の状況がわからないため、困っている様子があれば声をかけ、要件や手伝えることはないかを確認する必要があります。
- ・あいまいな表現をせず、具体的な説明をする必要があります。また、実物や模型などがある場合は、実際に触れていただきながら説明することも必要です。
- ・資料や印刷物などの文字情報を作成する場合には、使用する文字の大きさや相手に判別しやすい色使いをするよう注意が必要です。
- ・生まれつき見えない人に対しては、正確に物の形や特徴を伝えるなど、ゆっくりと、一つずつ確認しながら丁寧な説明が必要です。

(4) 聴覚障がいのある人・言語機能に障がいのある人

聴覚に障がいのある人の中には、全く聞こえない人から聞こえづらい人がいます。その原因や聞こえるレベルには個人差があります。また、声を出すことに異常や困難があり、言葉で意志を伝えることが難しい人がいます。

主な特徴

ア 外見からは分かりにくい場合があります

聴覚障がいは外見上分かりにくい障がいであり、その人が抱えている困難も他の人から気づかれにくい側面があります。

イ 視覚を中心に情報を得ています

音声による情報が得にくいいため、文字を読んだり、図を見ることで情報を得ています。

ウ 音声によって周囲の状況を判断できない場合があります

建物内の館内放送や電車やバスの車内放送に気付かないため、適切な対応ができない場合があります。

配慮すべき点

- ・相手の思いを確認する方法はその人により異なるため、手話や筆談、口話などの中からお互いが可能な方法を確認します。
- ・相手の言葉が聞き取りづらい場合は、あいまいなままにせず、筆談などにより正確に確認するようにします。
- ・音声による合図や声掛けに相手の反応がない場合は、聴覚に障がいのある人かもしれないことを考慮する必要があります。
- ・多数の人が利用する場所では、呼び出しや緊急時のお知らせが伝わるように、電光掲示板や字幕放送付きのテレビの設置などに配慮する必要があります。
- ・相手と口話法により意志を伝達する場合は、話をする際に、相手の正面でなるべく目線を合わせ、ゆっくりと大きく口を動かして伝える必要があります。

(5) 精神等に障がいのある人

精神等に障がいのある人の中には、精神疾患や発達時期に脳に何らかの障がいを生じるなどのさまざまな理由により、ストレスを感じやすかったり、コミュニケーションをとることが苦手な場合があったり、社会生活へ適応しにくい場合があります。

知的障がいのある人は、複雑な話や社会的なルールが理解しにくかったり、自分の意志をうまく伝えられない場合などがあります。

主な特徴

ア 外見からは分かりにくい場合があります

周囲の人が、外見からだけで精神等に障がいがあるかどうかの判断をすることは困難な場合があります。

イ 社会生活への適応が難しい場合があります

ストレスに弱かったり、疲れやすく、対人関係や他者とのコミュニケーションが困難なことがあるほか、ある物事や行動に執着したり、周囲の言動を自身のこととして悲観的に受け止め、恐怖感を持ってしまう場合があります。

ウ 難しいことばや説明などは理解できない場合があります

難しい漢字を使っていたり、複雑で抽象的な話をされたりすると、理解することが困難な場合があります。

配慮すべき点

- ・一人一人の行動を理解し、温かく見守るとともに、奇異な行動があった場合でも強い調子で対応せず、不安を感じさせないよう穏やかな口調で話し掛ける必要があります。
- ・相手が理解しやすいように、言葉遣いはわかりやすく、主語と述語をはっきりと具体的に丁寧な話し方をするように心掛けます。
聞きたいことは、手短かにわかりやすい表現で質問します。
大人に対しては、子どもに話し掛けるような言い方ではなく、あくまで大人との接し方で対応します。
- ・コミュニケーションを取るときには、根気よく本人のペースに合わせた働き掛けを心掛けます。
- ・絵など視覚的な表現も活用します。

(6) 体の内部機能に障がいのある人

内部機能とは内臓機能のことで、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能、肝臓機能の7種類について機能障がい定められています。

主な特徴

ア 外見からは分かりにくい場合があります

外見から内部機能に障がいがあるかどうかの判断をすることは困難であり、電車やバスの優先シートの使用について周囲の理解が得られないなど、ストレスを受けやすい状況にあります。

イ 疲れやすい場合があります

障がいのある臓器だけでなく、全身の機能の状態が低下しているため、疲れやすく、重い荷物を持ったり長時間立っていることが困難な場合があります。

ウ トイレなど、日常生活に不自由のある人がいます

障がいに伴う人工肛門や人工ぼうこうを使用している場合（オストメイト）は、ストーマ装具にたまった排泄物を処理できるオストメイト用の専用トイレが必要です。

また、障がいのある臓器により、たばこの煙で苦しくなったり、携帯電話などの電磁波による影響が懸念される場合があります。

配慮すべき点

- ・疲れやすかったり、集中力や根気に欠けたりなど、外見からは分かりにくい不便さがあることを理解し、できるだけ負担を掛けない対応を心掛ける必要があります。
- ・疲れやすくストレスを受けやすいため、ゆったりとしたスケジュールを組むなどの配慮が必要です。
- ・安心して外出できるよう、ストーマ装具にたまった排泄物を処理できる機能のついたトイレなどの整備に努めることが必要です。
- ・一人一人が、決められた場所での喫煙や携帯電話の使用など、周囲に配慮したルールを守ることが必要です。



(7) 妊産婦

妊娠中は、ホルモンバランスが変化し、感情や体温のコントロールが難しくなるなど、身体面、精神面の両方で大きな変化があります。

主な特徴

ア 身体能力が低下します

徐々におなかが大きくなることによって、普段は何気なくしていた動作（歩く、座る、イスから立ち上がる、落ちた物を拾う）が不便で移動の際にもわずかな段差につまずきやすくなったり、階段の上り下りにも下が見えず、段が確認できないため危険が伴います。

また、重い荷物を持ったり、調理や家事などで長時間立っていることや、トイレ、入浴、通勤や仕事など、日常生活全般に大きな影響が出ます。

イ ホルモンバランスが変化します

感情や体温のコントロールが難しくなるとともに、急に気分が悪くなったり、臭いなどが気になる場合があります。

ウ 外見からは分かりにくいことがあります

妊娠初期は、外見からは妊娠しているかどうかを判断することが困難です。

配慮すべき点

- ・電車やバスで見かけたら席を譲るとともに、困っている様子があれば声を掛け、乗降時の補助や荷物を持つなどの手助けを心掛けることが大切です。
- ・建物内などで休憩できるスペースの確保に努めるとともに、受動喫煙にならないように施設のレイアウトに配慮が必要です。
- ・妊娠中であることを示すマタニティマークについての理解と認識を深める必要があります。



(8) 子育て中の人

子育て中の方は、子どもを優先した生活をするため、外出や社会参加など、さまざまな場面で行動が制限されることがあります。

主な特徴

ア 行動が制限されることがあります

乳幼児と外出する際は、ベビーカーを使用したり、子どもを抱いて移動するため、狭い場所での移動や階段の昇り降りなどが困難なほか、授乳やおむつ交換などのスペースが必要となります。

また、子どもの急な発熱などにより、看病で睡眠不足になったり、仕事や行事を休まなくてはならないことがあります。



配慮すべき点

- ・乳幼児が急に泣き出したり、大声を出しても、温かい心で見守るとともに、バスや電車では席を譲ったり、乗降の際に手助けをする必要があります。
- ・建物内に授乳やおむつ替えのためのスペースのほか、ベビーカーを伴って入れるトイレや子ども用の便器など、子育て家庭に配慮した設備を設置するよう心掛ける必要があります。
- ・イベント開催時など、子育て中の方も参加できるように、授乳やおむつ替えのためのスペースを確保し周知するほか、託児サービスの導入に努める必要があります。
- ・子育てをしながら働いている人が休みを取りやすいように職場環境を整え、周囲の人が支援することが必要です。



市役所本館の授乳室

(9) 子ども

子どもは、身体が小さく体力がないので、急に体調を崩しやすかったりします。

また、知識や判断力、物を立体的に捉える能力が未熟な反面、好奇心が旺盛なため、ときおり突発的な行動を取ったり、転んだりしてけがをすることがあります。

主な特徴

ア 大人と同じように行動することが困難です

子どもは、長い時間おとなしく待つことが苦手であるほか、興味のままに急に飛び出したり、何でも口に入れるなど、予期しない行動を取ることがあります。

イ 体の大きさ、体力が大人と違います

身長が低いため、大人を想定して設置している設備を利用できなかったり、身体の器用さが未熟なため、大人向けの物が使えなかったりすることがあります。

配慮すべき点

- ・子どもが近くにいる場合は、急な行動を取るかもしれないということを認識する必要があります。
- ・子どもの身長にも配慮したサインやボタンなどの設備の設置やサインのふりがな併記などに心掛ける必要があります。

(10) 外国籍市民及び海外からの来訪者

外国籍市民及び海外からの来訪者は、日本語を正確に理解できない場合があり、日本語による周囲とのコミュニケーションが可能な人とそうでない人がいるほか、コミュニケーション不足から不安やストレスを感じる場合があります。

文化や習慣の違い、制度などが異なるため、日常生活を送る上で不便を感じる場合があります。

主な特徴

ア 使用する言語が異なります

日本語によるコミュニケーションが困難な場合があります。

イ 日常生活での習慣が異なります

生活習慣や文化が異なるため、日本のマナーが理解できない場合があるほか、宗教上の理由により、食べ物が制限される場合などがあります。

配慮すべき点

- ・お互いの文化や習慣の違いを認識し、理解するとともに、地域で安心して暮らすために、日本語や日本の文化を習得する機会の提供および日本人との交流の場を設ける必要があります。
- ・生活や観光に関する情報をさまざまな手法で広く発信するほか、パンフレットやサインの多言語表記や絵文字（ピクトグラム）を導入するように努めます。
- ・窓口ではやさしい日本語での対応が可能になるよう配慮します。

【参考】ピクトグラム



ピクトグラムとは単純化された図形の「絵文字」のことで、言葉に代わって情報を伝達することができます。（新潟市都市サインマニュアルより）

(11) 性的マイノリティの人

性的マイノリティの人の中には、体と心の性との食い違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる場合があります。

主な特徴

ア 性的指向の少数派

性的指向とは、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、同性愛者、両性愛者は少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。

イ 性同一性障害

生物学的な性（体の性）と性の自己意識（心の性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。

配慮すべき点

- ・多様な性のあり方に対する理解を進め、差別や偏見を解消していく必要があります。
- ・不要な個人情報の収集を禁じている新潟市個人情報保護条例の趣旨からも、本市が定める様式に不要な性別表記を設けないよう注意が必要です。
- ・自らを性的マイノリティと公表しない人もいます。性的マイノリティに対して無理解や差別的な表現を発したり、偏見の目で見たりしないよう配慮が必要です。
- ・多機能トイレを設置する場合、男女別それぞれのトイレの中ではなく男女用と別に多機能トイレを設置できないか検討する必要があります。

5 ユニバーサルデザインの7原則におけるガイドライン

公平な利用

(1) 原則1

誰にでも同じように利用できること

指針1 a 誰もが同じ手段・方法で利用できるようにする。それができないときは別の方法で提供できるようにすること。

1 b いかなる利用者も特別扱いされたり、いやな思いをさせられたりしないこと

1 c 誰もがプライバシーや安心感、安全などの配慮を公平に得られるようにすること

1 d 全ての利用者に魅力的なデザインにする



・自動ドアは、センサーの働きによってドアが自動的に開いてくれます。車イスの人やベビーカーを押している人、両手に荷物を抱えている人など、全ての利用者が同じように公平に利用できます。



プライバシーの保護に配慮した窓口カウンター

利用における柔軟性

(2) 原則2

使う際の自由度が高いこと

指針2 a その人に応じた利用方法における選択ができるようにする

2 b 右利き、左利きにどちらでも使えるようにする

2 c 利用者が正確に使えるようにする

2 d 利用者の歩調やペースに合わせられるようにする



- ・ 公共施設にある水飲み
- ・ 利き手に関係なく使える製品（左右どちらでも使えるハサミ）
- ・ 多機能トイレ

トイレの区画を広く取り、車イスを利用する人はもちろん、オムツ替えのベッド、オストメイト用の流しを備え付けたもので、親子でも介助を必要とする人にも使いやすい柔軟性に富むものになっています。



市役所本館の多機能トイレ

単純で直感的な利用

(3) 原則3

使い方が簡単ですぐ分かること

指針3 a 不必要に複雑にしないようにする

3 b 直感的に利用者がすぐに使えるようにする

3 c 誰にでも分かるような表現や用語を使い、利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならないようにする

3 d 情報をその重要さに応じて高い順にまとめ提供する

3 e 使用中や完成後に操作のための効果的な指示や操作の確認を効果的に提供する



- ・スイッチ
- ・操作ボタン

【参考】言葉の言い換え例（帳票作成マニュアル（帳票編）より）

(8) かた苦しい言葉を用いない。

「生活者起点」を意識し、古めかしくわかりにくい言葉や、いわゆる役所言葉など、かた苦しい言葉を使用せず、日常一般に使われているわかりやすい言葉を使用してください。

×悪い例	○良い例
□□□願	□□□申請書（届）
先般	先日、先に、先ごろ
今般	今回、このたび
ご査収ください	（お確かめのうえ）お受け取りください
期限厳守のうえ	必ず期日までに
ご教示願いたい	お教えてください
勘案し	考慮して
所要の	必要な
所定の	定められた、決められた
～されたい	～してください
～により難い	～によるのが困難な
～しても差し支えない	～することができる

分かりやすさ

(4) 原則4

必要な情報がすぐに理解できること

指針4 a 大切な情報を十分に伝えられるように、画像、音声、手触りなどの異なった方法を組み合わせることで、必要な情報が利用者に十分に提供されるようにする

4 b 必要な情報は、できるかぎり強調して分かりやすくする

4 c 情報の内容や方法をメリハリをつけるなど、できるだけ区別して整理し、口頭で指示しやすくなるように使用方法の説明などを分かりやすくする

4 d 視覚、聴覚などに障がいのある人が、補助器具や補助手段を利用して情報を得ることによって使用できるようにする



- ・液晶モニターなどの画面表示
- ・音声ガイダンス
- ・携帯電話

複数の情報伝達手段を取ることによって、いろいろな利用者に対応できるようになり、またうっかりミスや不注意、雑踏の中などの環境にも対処できるようになります。

【参考】見やすい色の組み合わせ例（帳票作成マニュアル（帳票編）より）

【使う色の組み合わせ例】			【見やすい組み合わせの代表例】		
『×見にくい組み合わせの代表例』			『○見やすい組み合わせの代表例』		
背景色	文字色		背景色	文字色	
黄	白	文字	黒	黄	文字
白	黄	文字	黄	黒	文字
赤	緑	文字	黒	白	文字
緑	赤	文字	白	黒	文字
黒	紫	文字	紫	白	文字
紫	黒	文字	青	白	文字
赤	青	文字	緑	白	文字
灰	緑	文字			
黒	青	文字			

安全性

(5) 原則5

- うっかり間違えても危険につながらないようなデザインであること
- 指針5 a 危険な間違いやすい状況をできる限り防ぐ配慮にすること。最もよく使うものは最も使いやすくし、危険なものは取り除いたり、手を届きにくくしたり、防護したりする
- 5 b 危険なときやミスをしたときは警告を出す
- 5 c 間違えても安全なように配慮する（フェイルセーフ）
- 5 d 注意が必要なものについて、不注意な操作を意識せずしてしまうことがないよう配慮する



- ・パソコンのデータを消去してしまったときの復元機能



←どちらの向きからでも使える鍵

電気ポット（ロック機能付きの給湯ボタンと、ひっかけるとはずれるコード） →



体への負担の少なさ

(6) 原則6

無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に、気持ち良く、疲れないで使えること



指針6 a 利用者に自然な姿勢のままで使えるようにする

6 b あまり力を入れなくても操作できること

6 c 同じ動作を何度も繰り返すようなことを、最小限にする

6 d 長い時間、体に無理な負担が掛かることを最小限にする



・非接触カード

・自動販売機

コインを入れる場所とおつりの出る場所が近く、また低い位置にあるものは、車イスの利用者や身長の高い子どもたち、高齢者にも便利。

・高速道路のETC

ゲートを通過するだけで、高速道路に入る際のチェックと降りる際の支払いの手続きが簡素化。

スペースの確保

(7) 原則7

どんな体格や姿勢、移動方法の人にも、操作がしやすく使用するのに十分適切な広さと大きさを確保すること

指針 7a 立っていても座っていても使用する上で、重要なものがよく見えるようすること

7b 立っていても座っていても使用する上で、操作しようとする全てのものに楽に手が届くようにする

7c さまざまな利用者の手のひらや握りのさまざまな大きさに対応する

7d 補助器具の使用や介助者のための十分な空間を提供する



・みんなのトイレ

車イスの利用者の行動を考え、大きくてゆったりとした無理のない大きさが必要になります。

広い空間を利用して、赤ちゃんのおむつを替えるベビーベッドや重い荷物をおけるテーブルなどの配慮があると便利。

さまざまな利用特性や身体的特徴を持った人が近づき、操作できるような広さや寸法を整えておくことが重要なポイント。



6 スパイラルアップを図るために必要な取り組み

誰もが安全で安心して快適な生活ができるよう、さまざまな特性の利用者のさまざまなニーズを満たすような施設整備や製品開発などを行い、より良い環境を整備するためには、常に利用者や関係者の意見に耳を傾け、点検や改善に努めるなど、継続的に取り組んでいく必要があります。

ユニバーサルデザイン社会の実現を図るために必要な取り組みを、それぞれの分野においてまとめました。

心のUD化

(1) 「お日^{ひより}もらい」の精神に基づく思いやりのひとつづくり



北前船の時代、海が荒れて船出が遅れば町は潤うところを、あえて船乗りのために船が出港できる日^{ひより}和になるよう、新潟の町人衆らが神社に好天を祈った「お日^{ひより}もらい」という風習があります。

相手の立場を思いやりながら、互いの発展を願う「互恵の精神」をわたしたちは受け継いでいかなければなりません。

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、行政職員のみならず、市民一人一人が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから少しずつ行動を実践していくことが大切です。

ア 普及啓発

ユニバーサルデザインについての理解を深めるため、さまざまな広報媒体を活用し、ユニバーサルデザインの考え方や実例の紹介に努め、社会的な認知度を高めます。

また、事業者等に対しても広く周知啓発することにより、関係者への教育や利用者への情報提供のほか、誰もが使いやすい製品の開発や施設の整備など、ユニバーサルデザインについての積極的な取組を促します。

イ 人材育成

ユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域や職場で率先して行動できる人材を育成するため、研修会を実施するなど、ユニバーサルデザインについて学ぶことができるさまざまな機会を提供するよう努めます。

次世代を担う子どもたちが、幼いころからお互いの個性やさまざまな立場や違いを理解し、相手を尊重する意識や思いやりの心を育むための教育や、インクルーシブ教育システムなどの環境の整備を進めるとともに、教職員や保護者への理解を得るための啓発を併せて実施します。

また、学校教育や職場、地域、家庭において、障がいや老化を自分自身の問題として捉え、それぞれの立場に立ってものを考えていくことが重要です。

まちのUD化

(2) 全ての人に安心・安全なまちづくり



全ての人々が快適に暮らし、積極的に参加できる社会を実現するためには、建物や交通機関など公共の施設が安全で快適に利用できるだけでなく、まち全体が利用しやすい空間であることが大切です。

ア 建築物

既存施設の改修や新規の施設整備などを行う際には、企画設計の段階からユニバーサルデザインの考え方や関連法等の趣旨を踏まえ、広く関係者等の意見を聴くなど、誰もが安全かつ快適に利用できるよう一体的・連続的に整備を行うことで、やさしいまちづくりを推進します。

また、建設関係者や施設管理者だけではなく、利用者に対してもユニバーサルデザインについての意識啓発を行い、知識の普及向上に努めるとともに、施設利用者が不便に感じる点があれば改善を行うなど、より利用しやすい施設を目指します。

イ 道路

国、県、市の道路管理者が連携し、バリアフリー新法など関連法等の趣旨を踏まえるとともに、広く利用者等の意見を聴きながら、視覚障害者誘導用ブロックの設置や障害物の除去、段差の解消など、利用者の安全を確保するよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

また、分かりやすい案内標識の設置や休憩場所の確保など、誰もが快適に利用できる歩行空間の整備に努めるほか、自転車と歩行者の通行区分の分離など、お互いが利用しやすい環境整備に努めます。さらに、自動車や自転車等の運転者と歩行者の双方に対し、お互いに配慮し譲り合う、交通マナーの啓発に取り組みます。

ウ 公園・観光地

誰もが安全かつ安心して楽しめるような、潤いとやすらぎのある公園整備や管理に努めるとともに、利用者がお互いに快適に過ごすことができるよう、マナーの向上を図ります。

観光地においては、温かい心で接客サービスの向上に努めるとともに、国内だけでなく海外の観光客も快適に観光や宿泊ができるよう、多言語の案内板設置などのハード面での対応に加え、道案内や通訳スタッフの配置などのソフト面においても配慮します。

エ 公共交通

誰もが安心して快適に移動できるよう、バスや電車などの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じた生活交通の充実に努めます。

また、旅客施設等について、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが利用しやすいものとするよう、公共交通事業者と協力して積極的な取り組みを進めるとともに、利用者がお互いに思いやり、快適に公共交通機関を利用できるよう、乗車マナーの啓発に取り組みます。

情報提供手段のUD化

(3) わかりやすい情報やサービスの提供



近年の情報通信技術（Information and Communications Technology：ICT）の発展を背景として、高度情報化が急速に進展しており、私たちの身の回りには、さまざまな情報が存在しています。

こういった情報通信技術を活用して、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違いなどに関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすい情報提供に努めます。また、市民サービスの向上に努め、利用しやすい市役所づくりを目指します。

ア 行政情報、行政（窓口）サービス

市報やホームページ、案内板などのさまざまな媒体による情報の発信・提供を行うことはもちろん、合わせて公共施設での案内や窓口での接遇などについても、常に利用者の立場に立って見直しを行い、分かりやすい行政サービスを提供します。

コンピュータ等情報機器の操作方法の学習機会の提供など、情報活用環境が整備されることを目指します。

視覚や聴覚、言語などの身体状況等によって受け取ることでできる情報に差が生じないように、さまざまな情報を、さまざまな形態・

手法（掲示物、表示物、看板、音声案内、行政文書、ホームページなど）により提供することを目指します。

高齢者や障がい者、外国籍市民など年齢や言語の違いなどにかかわらず、誰もが必要な情報を入手し、適切なサービスを受けることができるよう、行政に関する情報を、文書だけでなく、映像、音声、その他複数の手段を用いて分かりやすく提供できるよう努めます。

また、職員一人一人がユニバーサルデザインの考え方を意識し、専門用語の使用を控え、相手の状況に合わせた親切で分かりやすい説明を心掛けるとともに、内容を理解しやすい行政書類の作成や手続きの簡略化に努めるなど、利用者の負担の軽減を図ります。

イ その他の情報・サービス

インターネットの普及など、情報化の進展によって生活の利便性が高まる中、誰もが、いつでもどこでも、必要な行政情報を気軽に得られるような環境づくりを進めるとともに、高齢者や目や耳に障がいのある人にも配慮した、分かりやすく利用しやすい情報提供を促進します。

また、誰もが適切なサービスを受けられるよう、それぞれのニーズに対応した、きめ細やかなサービスの提供を促進します。



7 参考

- (1) 新潟市公式ホームページ運営ガイドライン
ユニバーサルデザインに対応（ウェブアクセシビリティへの配慮）したホームページの提供の視点を含んだ新潟市公式ホームページ運営全般のガイドラインです。
- (2) 新潟市人権教育・啓発推進計画
人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさまを指す「人権文化」を育み、市民と市が協働して行動するための指針となる計画です。
- (3) 新潟市男女共同参画行動計画
男女の人権の尊重（性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること）などを基本理念とした男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。
- (4) 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
市・事業所に対して、障がい等を理由とした差別（不利益な取り扱い、合理的な配慮の不提供）を法的義務で禁止するとともに、障がいのある人もない人も、新潟市に住んでいる誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目的とした条例です。
- (5) 新潟市職員対応要領
職員が事務事業を行うに当たり、障がい等を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定め、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮を例示した要領です。
- (6) 新潟市の事業者における障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
新潟市における事業者が、障がい等を理由とした差別を行わないよう適切に対応するための事項を定め、具体的な差別行為や望ましい合理的配慮を例示した指針です。

- (7) 新潟市都市サインマニュアル
街の案内情報を提供する看板についての考え方と具体的な整備の方法をまとめたマニュアルです。
- (8) 新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例
超高齢社会や健康づくり、環境問題、まちなかの活性化など社会環境の変化に対応すべく、「公共交通や自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり」を目指して、その方向性を明確にし、市民と目的を共有するための条例です。
- (9) 新潟市交通バリアフリー基本構想
本市の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を目的に策定した基本構想です。
- (10) 新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン
公共建築物の整備にあたり、ユニバーサルデザイン実践のためのより良い解決策を導き出す手がかりを示す共通の指針として策定したガイドラインです。
- (11) 申請・届出書等の帳票標準化の手引（帳票編）
各種申請書などの帳票のあり方や、分かりやすい印刷物を提供するための基本的考え方を整理した手引きです。

おわりに

全ての人々が快適に暮らし、積極的に参加できるまちとなるために、本指針自体もユニバーサルデザインの考え方に基づき、より利用しやすい指針になるよう、さまざまな人のニーズの変化や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

新潟市ユニバーサルデザイン推進指針 参考資料

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況



新潟市では、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画を策定し、5カ年計画で取組みました。

施策・行動計画

- 1 一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を持つ …………… 34
 - ア 市民への情報提供と意識啓発
 - 情報をさらに充実させて提供します
 - ユニバーサルデザインを知る・学ぶ機会を設けます
 - 市民の意見を活かした取組を進めます
 - イ 小中学生にユニバーサルデザインの気持ちを育む
 - 学習事例を集め、紹介します
 - ウ 職員の意識を高める
 - 取組内容を共有し、広げていきます
 - 自ら取り組む姿勢を育てる職員研修を行います
 - 市役所全体で取り組む体制を継続していきます
 - 市の計画や指針などにユニバーサルデザインの考え方を盛り込みます
- 2 情報をわかりやすく、確実に伝える …………… 41
 - よりわかりやすい広報に努めます
 - インターネットなどの活用と改善をさらに進めます
 - 公用印刷物のユニバーサルデザイン化をさらに進めます
 - さまざまな手段で情報を得られるようにします
- 3 よりよい公共サービスを目指して …………… 45
 - 利用しやすい窓口サービスを目指し、改善を重ねます
 - 快適に窓口を利用できるよう、環境を整備します
 - プライバシー保護に配慮します
- 4 地球環境に配慮した暮らし …………… 49
 - 環境基本計画に基づく取組を進めます
 - 市民が環境保全に対する理解を深めるよう働きかけます

5	行ってみたい・住んでみたいまちづくり	51
	ア 公共交通機関を快適に	
	● 旅客施設などのユニバーサルデザイン化を進めます	
	● オムニバスタウン事業に引き続き取り組みます	
	国の補助メニューの一つで、バスを活用して快適な交通・生活の実現を目指すまちづくりのための施策。平成19年6月4日、新潟市は全国で13番目のオムニバスタウンの指定を受け、平成19～23年度までの5年で事業を行いました。	
	● 公共交通で円滑に移動できるよう、連携して取り組みます	
	● 移動に制約のある方への輸送サービスの充実に努めます	
	イ 通行しやすい道路をつくる	
	● 誰もが安全に通行できる空間をつくります	
	● ユニバーサルデザインに対応したルールに基づき道路を整備します。	
	● 安全な歩行空間を保ちます	
	● 道路工事中も安全に通行できるよう配慮します	
	ウ わかりやすく見やすい案内標識の設置	
	● わかりやすい案内標識を設置します	
	エ 安心して・安全に・快適に 過ごせる施設づくり	
	● わかりやすく、安心して利用しやすい施設へ改善します	
	● ユニバーサルデザインの視点で公共施設を整備・検証します	
	● ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて学校を整備します	
	オ 楽しく安心して買い物ができる環境づくり	
	● 建築関係者に情報を提供し、意識啓発を図ります	
	● 商店街関係者への意識啓発を続けます	
	カ 一生安心して暮らせる住まいづくり	
	● 住宅の新築や建築主に対する意識啓発を続けます	
	● 市営住宅のユニバーサルデザイン化を進めます	
6	使いたくなるものづくり	63
	● ユニバーサルデザインを取り入れた商品づくりに取り組む企業を支援します	
7	災害に備える	64
	● 災害時要援護者対策の充実に努めます	

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

1 一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方をもち

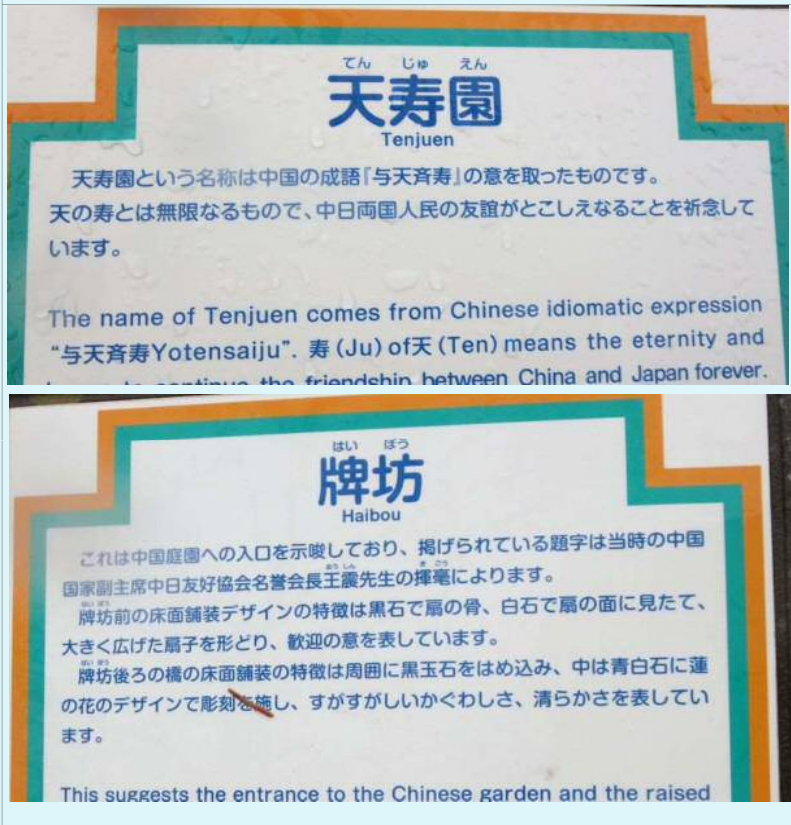
ア 市民への情報提供と意識啓発

● 情報をさらに充実させて提供します

こころの健康センター	<p>ホームページ管理事務</p> <p>当センターの業務をより分かりやすく発信するため、掲載内容の細分化や工夫を行うとともに、自殺予防についての情報量を増やし、ホームページの充実を図った。</p>
港湾課	<p>港湾課関連ホームページの改善</p> <p>新潟港への寄港予定、寄港実績等の情報を充実させたほか、各事業に関する掲載内容をより分かり易くリニューアルしました。</p>
新潟駅周辺整備事務所	<p>新潟駅周辺整備事業の情報提供</p> <p>新潟駅東側連絡通路で新潟駅周辺整備に関する事業について、整備の模型・パネルの展示をし、通行人へパンフレット等を配布して情報提供をおこないました。</p>
人事課	<p>福祉体験研修</p> <p>ユニバーサルデザインへの意識を高めるため、障がい者への介助方法などを体験する福祉体験研修を実施しました。 平成24年度 新任職員第2部研修(3時間)187名</p>
用地対策課	<p>誰もが見やすいホームページにするため、内容の見直し、修正を行いました。</p>
資産評価課	<p>資産税関係ホームページの改善</p> <p>新潟市ホームページで公開している、資産税関係情報について、内容が正確に伝わるように、わかりやすい表現に改めたり、必要な情報を追加したりするなど、更新作業を行いました。</p>
中央区(地域課)	<p>ホームページ掲載内容の点検・修正</p> <p>新潟市ホームページで公開している、区自治協議会提案事業の掲載ページの点検等を行いました。</p>
中央区(区民生活課)	<p>フィールドイノベーション活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口案内板(サイン)の新設 ・整理整頓のルールづくり ・フロアマネージャーを配置(継続) ・ワンストップサービスの拡充 <p>※フィールドイノベーション:改革を実施したい領域をフィールドとして設定し、その領域の「現場」「現物」「現実」を直視して、徹底的に事実を「見える化」することで、本質的な課題をあきらかにし、現場の知恵をいかし、有効な解決策や意識改革を図っていくこと。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

<p>中央区(総務課)</p>	<p>窓口案内標記の変更</p> <p>中央区改革の一環として、中央区各課の窓口の案内標記を変更し、市民サービスの向上を図りました。</p> <p>総務課としては、課名のほかに所管事務(防災、交通安全、入札・契約、選挙)を追加しました。</p> <p>まちなか公共施設サイン事業</p> <p>外国人の生活空間、観光範囲の拡大を視野に、中央区の管理施設に英語表記等の案内サインを設置し、住みやすく訪れやすい、誰もがわかりやすいまちを目指します。</p> <p>平成25年度 天寿園・東出張所・南出張所 平成26年度 旧斎藤家別邸・体育施設(鳥屋野体育館、新潟市体育館)など</p> 
<p>南区(総務課)</p>	<p>市民閲覧用パソコンの設置</p> <p>区役所内に市民が自由に市のホームページを閲覧し情報を取得できる環境を設定。誰でも使用しやすいようにタッチパネル方操作を取り入れました。</p>
<p>西蒲区(地域課)</p>	<p>入口等の案内板の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課入口に配置図の設置 ・係名のついた看板を設置
<p>教育委員会(教育総務課)</p>	<p>教育広報誌「にいがた共育通信」におけるUD紹介</p> <p>教育広報誌「にいがた共育通信」で、特別支援学校や特別支援学級等の取組を紹介し、特別支援教育について情報提供と意識啓発に努めました。</p>
<p>● ユニバーサルデザインを知る・学ぶ機会を設けます</p>	
<p>総務部総務課</p>	<p>市政さわやかトーク宅配便～「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向けて～</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● 市民の意見を活かした取組を進めます

東区(総務課)	東区役所窓口カウンター、イス(半肘掛付き)の設置 東区役所移転に伴い、カウンター及びイスを設置。カウンターで、ローカウンターについては、全て車椅子が入る高さ・長さのものを設置し、利用者の利便性を向上させました。また、イスは、ひじ掛けが一体化したものを購入し、足腰の悪い方が手をついて立ち上げられるものとし、使いやすいものを設置しました。
---------	--

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

イ 小・中学生にユニバーサルデザインの気持ちを育む

● 学習事例を集め、紹介します

教育委員会(学校支援課)

『小学生福祉読本 ふくしの心をはぐくむ』の作成・配付

- 「福祉読本」にユニバーサルデザインの考え方を示し、学習を支援する資料として作成・配付しました。
- ・ 小学校用(4年生から6年生が使用)
- ・ 中学生用(1年生から3年生が使用)
- 全小中学校に配付し、学校据え置きで活用可能な環境をつくれます。
- 平成24年9月には、掲載されているデータなどを更新するための改定を行い、市立小学校への配布を引き続き実施しています。この福祉読本では、市内の特別支援学校における行事の様子や、各学校のユニバーサルデザインに関する取り組みなどを紹介しています。

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

ウ 職員の意識を高める

● 取組内容を共有し、広げていきます

政策調整課、総務部総務課	<p>第3次ユニバーサル推進計画の策定</p> <p>前回の推進計画の取組状況を周知しつつ、各所属の意見などを参考に第3次ユニバーサル推進行動計画を策定。内容について各所属に周知を行いました。</p>
西区(総務課)	<p>西区窓口検討プロジェクト</p> <p>西区役所新庁舎の窓口が全ての人に利用しやすくなるよう、窓口業務を担当している職員からなるプロジェクトチームを発足しました。検討結果は新庁舎の窓口レイアウトに反映されています。</p>

● 自ら取り組む姿勢を育てる職員研修を行います

人事課	<p>ユニバーサルデザイン講座</p> <p>ユニバーサルデザインの概念を理解するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した業務遂行への意識を高めるため、新任職員研修において、「ユニバーサルデザイン」に関する講座を実施しました。</p> <p>平成22年度 新任職員(第2部)研修(1時間45分)150人 平成23年度 新任職員(第3部)研修(40分)97人 平成25年度 新任職員第3部研修(1時間)127人 平成26年度 新任職員第2部研修(1時間)168人</p>
-----	--

● 市役所全体で取り組む体制を継続していきます

政策調整課、総務部総務課	<p>第3次ユニバーサル推進計画の策定</p> <p>前回の推進計画の取組状況を周知しつつ、各所属の意見などを参考に第3次ユニバーサル推進行動計画を策定。内容について各所属に周知を行いました。</p>
--------------	---

● 市の計画や指針などにユニバーサルデザインの考え方を盛り込みます

歴史文化課	<p>(仮称)新潟市文書館整備基本計画</p> <p>平成24年度に作成した「(仮称)新潟市文書館整備基本計画」において、ユニバーサルデザインの考え方を計画に反映させました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>4 新潟市文書館の施設と運営</p> <p>(1) 施設のあり方</p> <p>バリアフリーの充実やわかりやすい案内表示など、利用者が利用しやすく、職員が円滑に管理・運営できる機能的な施設の構造や設備を配備します。</p> <p>新潟市新津鉄道資料館 活性化基本計画</p> <p>平成24年度に作成した「新潟市新津鉄道資料館 活性化基本計画」において、ユニバーサルデザインの考え方を計画に反映させました。</p>
-------	--

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

<p>歴史文化課(つづき)</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>第4章 展示リニューアル</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(3) 来館者の想定と展示の構造</p> <p>展示を展開するにあたっては、子どもや一般の方々にもわかりやすい「印象展示」と、ファンやマニアが納得する「詳覧展示」の二層構造として展開し、「印象展示」においては特に解説における言葉の使い方や方言の表記、図解などの見やすさを重視します。これにより、小学校をはじめとする子どもたちや、鉄道に関心のない人を含むファミリー層の利用促進、より関心の高い人々の満足度向上につなげていきます。</p> <p>ユニバーサルデザインへの対応についても、同時に配慮を行うこととします。</p> <p>第5章 施設リニューアル</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>誰もが利用しやすい施設としての改修</p> <p>特に来館者動線の構築に際し、可能な限りユニバーサルデザインの視点に配慮した改修を検討します。</p>
<p>子ども未来課</p>	<p>(仮称)子ども創造センター整備事業</p> <p>現在建築中の「新潟市子ども創造センター」において、ユニバーサルデザインの考え方を建築計画に反映させました。</p> <p>(仮称)新潟市子ども創造センター基本計画</p> <p>以下の文を基本計画に記載し、建物の建築計画に反映させました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>(4)ユニバーサルデザインの視点に基づく施設整備</p> <p>新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドラインに則した施設、設備、素材などを使用するとともに、多くの機能が発揮できるようオープンでフレキシブルな空間を持ち、仕切りの変更、移動可能な機材の設置によって、多様な用途に対応できるようにします。</p>
<p>新潟駅周辺整備事務所(総務課)</p>	<p>新潟駅周辺整備関連道路の事業計画見直し</p> <p>「歩行者・自転車の快適な通行環境の形成」を見直しの視点の一つとし、道路整備計画の見直しにおいて、多様性を認めて誰もが暮らしやすい環境をつくりだすユニバーサルデザインの考え方を盛り込みました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

<p>行政経営課</p>	<p>品質マネジメントシステム推進事業</p> <p>品質マネジメントシステムの品質方針にユニバーサルデザインの理念を盛り込み、庁内へ周知するとともに、市民へ向けて市ホームページにも掲載しています。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>品質マネジメントシステム品質方針</p> <p>「新潟市で暮らして良かった」と感じる市民が一人でも多くなることが私たちの願いです。</p> <p>自立し、自律する市民の満足度を向上させるには、まちづくりにおいて市民が主導的役割を果たし、地域の進むべき方向を自らが選択し、決定していく領域を広げていく必要があります。</p> <p>これらを実現するためには、「共に育つ」をキーワードに、市民との協働や一人ひとりの人間を尊重した社会環境づくりというユニバーサルデザインの理念のもと、意識改革はもとより、仕事の質を絶えず改善し続けることが重要です。</p> <p>そのため、新潟市は、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001を導入し、次の基本方針に従って、経営品質を継続的に改善し、向上させ続けます。</p>
<p>西区(総務課)</p>	<p>西区役所庁舎整備基本計画の立案</p> <p>新庁舎設計のポイントの1つに「親しみやすく快適な庁舎」を盛り込んだことにより、新庁舎の情報とともにユニバーサルデザインの考え方を発信しました。</p> <p>発信例 西区だより第117号(平成24年2月19日発行)</p>
<p>西蒲区(地域課)</p>	<p>区ビジョンの策定</p> <p>区ビジョン後期計画の作成にあたり、図や表を盛り込み、区民にわかりやすいようまとめました。</p>
<p>教育委員会(教育総務課)</p>	<p>教育ビジョンの適正な推進</p> <p>教育ビジョン後期実施計画の主要施策として特別支援教育のサポート体制の推進を位置付けていることが、様々な立場の方に配慮するという点でユニバーサルデザインの考え方と合致しています。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

2 情報をわかりやすく確実に伝える

● よりわかりやすい広報に努めます

広報課	<p>市公式ホームページリニューアル</p> <p>多様化する利用者ニーズに対応した、新たなホームページシステム(CMS)を導入し、市公式ホームページの抜本的なリニューアルを実施しました。(平成24年6月)</p> <p>これにより、年齢や障がい者の有無にかかわらず、誰にでも分かりやすく、使いやすいサイト構造設計を実現し、ユーザビリティ・ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信が可能となりました。</p>
-----	---

● インターネットなどの活用と改善をさらに進めます

広報課	<p>市公式ホームページリニューアル</p> <p>多様化する利用者ニーズに対応した、新たなホームページシステム(CMS)を導入し、市公式ホームページの抜本的なリニューアルを実施しました。(平成24年6月)</p> <p>これにより、年齢や障がい者の有無にかかわらず、誰にでも分かりやすく、使いやすいサイト構造設計を実現し、ユーザビリティ・ウェブアクセシビリティに配慮した情報発信が可能となりました。</p>																																																												
IT推進課	<p>1 電子申請・届出システム運用事業</p> <p>手続き情報、ダウンロード用様式等、オンライン手続きの充実を図り、より多くの方に利用していただけるように努めました。</p> <p>(1) サービス提供状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手続き情報数</td> <td>2,984</td> <td>3,041</td> <td>3,054</td> <td>3,150</td> <td>3,290</td> </tr> <tr> <td>ダウンロード用様式等数※1</td> <td>3,694</td> <td>4,343</td> <td>4,565</td> <td>5,149</td> <td>5,966</td> </tr> <tr> <td>オンライン手続き対応数</td> <td>278</td> <td>306</td> <td>349</td> <td>244</td> <td>261</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:申請書等様式のほか、記載例などの説明資料を含む</p> <p>(2) サービス利用状況※2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トップページアクセス件数※3</td> <td>98,520</td> <td>121,355</td> <td>117,039</td> <td>108,764</td> <td>99,311</td> </tr> <tr> <td>様式等ダウンロード件数</td> <td>258,120</td> <td>234,933</td> <td>340,085</td> <td>341,034</td> <td>588,668</td> </tr> <tr> <td>オンライン手続き件数※3</td> <td>6,960</td> <td>9,212</td> <td>10,702</td> <td>11,616</td> <td>13,239</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2:庁内からの利用数を除く ※3:携帯電話の利用を含む</p> <p>2 公共施設予約システム運用事業</p> <p>利便性の向上を目的としたシステム改修等を行い、より多くの方に利用していただけるように努めました。</p> <p>(1) サービス提供状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用対象施設数※4</td> <td>97</td> <td>100</td> <td>127</td> <td>129</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4:平成22年度は、1施設増及び1施設減(施設廃止に伴う)</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	手続き情報数	2,984	3,041	3,054	3,150	3,290	ダウンロード用様式等数※1	3,694	4,343	4,565	5,149	5,966	オンライン手続き対応数	278	306	349	244	261		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	トップページアクセス件数※3	98,520	121,355	117,039	108,764	99,311	様式等ダウンロード件数	258,120	234,933	340,085	341,034	588,668	オンライン手続き件数※3	6,960	9,212	10,702	11,616	13,239		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	利用対象施設数※4	97	100	127	129	124
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																								
手続き情報数	2,984	3,041	3,054	3,150	3,290																																																								
ダウンロード用様式等数※1	3,694	4,343	4,565	5,149	5,966																																																								
オンライン手続き対応数	278	306	349	244	261																																																								
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																								
トップページアクセス件数※3	98,520	121,355	117,039	108,764	99,311																																																								
様式等ダウンロード件数	258,120	234,933	340,085	341,034	588,668																																																								
オンライン手続き件数※3	6,960	9,212	10,702	11,616	13,239																																																								
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																								
利用対象施設数※4	97	100	127	129	124																																																								

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

IT推進課(続き)	(2) サービス利用状況					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	アクセス件数	201,554	157,163	157,139	165,078	179,701
	施設予約総件数	191,964	188,148	192,749	198,939	204,989
	オンライン予約件数	56,519	56,627	56,741	56,955	56,254
	オンライン予約利用率	29.40%	30.10%	29.44%	28.63%	27.44%
	3 電子収納システム運用事業					
	利用対象科目の充実を図り、より多くの方に利用していただけるように努めました。					
	(1) サービス利用状況					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用対象科目収納総件数	1,065,977	1,416,710	1,470,097	1,477,855	1,443,960	
システム利用件数	297,633	454,116	521,211	571,968	591,315	
システム利用率	27.92%	32.05%	35.46%	38.70%	40.95%	

● 公用印刷物のユニバーサルデザイン化をさらに進めます


福祉監査課	<p>「社会福祉法人設立のてびき」の内容改訂</p> <p>文章表現のみでは理解しにくい法人設立スケジュール・役員の任期等を図示することにより、より判りやすい手引きとなるよう改訂を行いました。</p>
新潟駅周辺整備事務所	<p>連続立体交差事業PRパンフレット作成</p> <p>連続立体交差事業PRパンフレット作成において、表現や体裁などに配慮し、写真を多用するなどわかりやすいものにした。</p> <p>情報発信</p> <p>新潟駅周辺整備事業の事業情報発信において、ホームページ掲載・まちづくりニュース配布・市報掲載に加え、情報ポケット新潟や駅周辺掲示板を活用するなど、多様な情報発信に努めました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>新潟駅周辺整備関連道路の事業計画見直し</p> <p>「歩行者・自転車の快適な通行環境の形成」を見直しの視点の一つとし、道路整備計画の見直しにおいて、多様性を認めて誰もが暮らしやすい環境をつくりだすユニバーサルデザインの考え方を盛り込みました。</p>
建築行政課	<p>ホームページ上での様式ダウンロード</p> <p>各申請様式のフォーマットの様式ダウンロードでのユニバーサルデザイン化に配慮しました。</p>
職員課	<p>職員の給与・手当事務</p> <p>職員に対する「扶養親族届兼認定簿」や「通勤届兼認定簿」について、より分かりやすく記入しやすくなるように、様式を改良するなどしました。</p>
財務課	<p>予算及び決算にかかる広報</p> <p>予算及び決算の概要について、市報掲載やパンフレット作成において、より見やすくわかりやすい内容となるようレイアウト等の工夫を行いました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

用地対策課	用地買収について地権者へ配布する印刷物をケース毎に作成し、内容も時系列に並べ分かりやすいものとなりました。
西蒲区(地域課)	<p>区民宛て広報</p> <p>地域イベント情報をわかりやすい内容表示に努め、チラシやホームページで周知しました。</p>
教育委員会(教育総務課)	<p>教育広報誌「にいがた共育通信」の発行</p> <p>教育情報や学校・園の教育活動の様子・取組を発信する広報誌の作成にあたり、本文の字体には一番見やすいと言われている「丸ゴシック」を使用し、紙面の色調も目に優しいものを基調とするなど、誰にでも見やすい紙面を心掛けました。</p>

● さまざまな手段で情報を得られるようにします

広報課	<p>市公式ホームページリニューアルに伴うスマートフォン対応</p> <p>ホームページリニューアル(平成24年6月)にあわせ、従来のモバイルサイトの他、スマートフォンサイトも対応しました。</p>
子ども未来課	<p>子育て応援情報発信事業</p> <p>新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」に掲載している情報を、ホームページにも掲載しました。</p> <p>(補足)新潟市子育て応援パンフレット「スキップ」について 市の子育て支援に関する情報を掲載した冊子。年に1度作成し、24年度版は各30,000部を発行しました。また、市の施設の窓口等に設置し、配布をしました。</p>
障がい福祉課	<p>第31回新潟市障がい者大運動会</p> <p>開催告知チラシにSPコードを挿入し、視覚障がいの方への音声での情報提供を図りました。</p> <p>※SPコード:紙に掲載された情報をデジタルに変える、新開発の2次元シンボルです。従来の2次元シンボルに比べて大容量を実現。また、2次元シンボルに関する知識がなくても、専用ソフトをインストールするだけで簡単に作成できます。専用のSPコード読取り機「スピーチオ」「スピーチオプラス」を使って、音声・点字・テキストなどを出力することができます。</p>  <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>第2次新潟市障がい者計画・第3期障がい福祉計画</p> <p>市のホームページについても、内容の充実はもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成していきます。(26ページ)</p> <p>市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅として整備するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。(38ページ)</p> <p>啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。(41ページ)</p>
新潟駅周辺整備事務所	<p>新潟駅周辺整備事業の事業情報発信</p> <p>新潟駅周辺整備事業の事業情報発信において、ホームページ掲載、まちづくりニュース配布、市報掲載に加え、情報ポケット新潟や駅周辺掲示板を活用するなど、多様な情報発信に努めました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

職員課	<p>職員の福利厚生事務</p> <p>新潟市職員互助会や新潟市職員生協の事務事業等に係る周知案内文書について、紙による配布・掲示だけでなく、ポータルサイトを利用しPDFデータの掲載を行い、情報にアクセスしやすくなるようにしました。</p>
財務課	<p>予算及び決算にかかる広報</p> <p>予算及び決算について、市報や市ホームページへの掲載するとともに、予算についてはパンフレット作成し、窓口を中心に配布を行いました。</p>
用地対策課	<p>コールセンターを活用し、より情報を提供できるようにしました。</p>
中央区(区民生活課)	<p>ツイッターの開始</p> <p>引越、国保の手続きや住民票請求の仕方などに関する情報、混雑情報、イベント情報などをツイッターで発信しています。</p> <p>異動届、住民票の写し請求書等の英語訳を作成</p> <p>外国人のお客様のために届出書や請求書の英語版の参照書類を作成し、手続きしやすくなるようにしました。</p>
西区(総務課)	<p>区政情報コーナーの刷新</p> <p>平成21年度に設置した区政情報コーナーの刷新(H24. 7)スペースを拡張し、閲覧しやすい環境を確保しました。</p> <p>※区政情報コーナー 本市の刊行物や各種パンフレットなどを設置</p> <p>※H26.1より区政情報コーナーは新庁舎に移転しました。 新庁舎では、さらにスペースを拡張し、閲覧しやすい環境に配慮しています。</p>
西蒲区(地域課)	<p>自治会への配布・回覧</p> <p>地域のイベント等のチラシを自治会にて配布、回覧してもらい区民への周知を図りました。</p>
教育委員会(教育総務課)	<p>学校適正配置事業</p> <p>学校適正配置について考える地域検討会が設立された地域において、検討している内容をホームページに掲載したほか、住民の皆さんには回覧板でお知らせしたり、該当の保護者には学校を通じて文書を配付するなど、なるべく目にしていただけよう努めました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

3 よりよい公共サービスを目指して

● 利用しやすい窓口サービスを目指し、改善を重ねます

東区(区民生活課)	<p>わかりやすく利用しやすい窓口サービスの向上</p> <p>迅速・親切を第一に「笑顔のワンストップサービス」の実現 【お客様の立場に立ったフロア空間の配置】 ○わかりやすい案内表示(業務名称で表示) ○窓口サービスマップの設置</p> <p>【ワンストップサービスの提供】</p> <p>○証明発行専門窓口の設置 ○他課の証明書(所得証明)の発行 ○福祉合同のワンストップブース「福祉サービス」窓口の配置 ○「手続き確認票」の作成で確実な手続き方法の導入 ○キッズコーナーの設置</p> <p>【お客様の案内や窓口サービスの向上】</p> <p>○コンシェルジュ・フロアマネージャーの配置</p> <p>コンシェルジュ:本来はフランス語で共同住宅の管理人という意味。昨今では、JRや銀行、または百貨店などで来店客に対し、付加価値をつけたサービスを行うために設けられており、ホテルでは宿泊客のあらゆる要望、案内に対応する総合お世話係というような職務を行う人を称してコンシェルジュと言っています。</p> <p>○研修会・勉強会実施でのサービス向上</p>
東区(石山出張所)	<p>石山出張所市民ロビー受付カウンターの設置</p> <p>既存の市民ロビー受付窓口カウンターの設置高が高いため、高齢者等の利用者が使用しにくいことから撤去し、設置高が低く利用しやすい受付窓口カウンターを新設しました。</p> <p>石山出張所内表示サインの製作・設置工事</p> <p>主な業務内容についての案内板がなかったため、新たに作成して、窓口での主な業務内容を掲載した案内板を設置しました。</p>
中央区(区民生活課)	<p>フロアマネージャーの配置</p> <p>各種証明書の請求書の書き方等を案内するフロアマネージャーを配置しています。</p> <p>異動届に関する手続き確認票(カルテ)の運用開始</p> <p>住民異動届・出生届に関連して発生する各種手続きの際に、手続き漏れ防止や他の窓口への的確な誘導を目的として、お客様に確認してもらうチェックリストを作成しました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

<p>中央区(総務課)</p>	<p>窓口コンシェルジュ設置</p> <p>市役所(中央区役所)においてになった市民が庁舎不案内などの理由で行き先がわからない場合など、コンシェルジュからお声がけをし、丁寧な対応により利用しやすい窓口を目指します。</p>
	<p>証明写真機設置</p> <p>区役所の窓口で証明写真が必要になる場合があり、窓口サービスの一環として証明写真撮影機を設置しました。</p>
	
	<p>駐車券処理エンコーダーの増設</p> <p>中央区建設課前のエンコーダーに加え、新たに総務課窓口エンコーダーを設置し、総務課及び地域課に来庁された市民の駐車券処理を実施しやすくしました。</p>
<p>西蒲区(区民生活課)</p>	<p>区役所案内サインの設置</p> <p>市民の利便性向上を目的に、市民目線で庁舎とサービスの見直しを行うため、窓口改善ワーキンググループを立ち上げ、現状把握、課題抽出、施策の検討を行いました。</p>
	<p>西蒲原区さわやかコンシェルジュ事業(フロアマネージャーの配置)</p> <p>区役所正面入口から入ってすぐ区民生活課窓口になるため、他課の用無に来庁された方にとって行き先がわかりづらいことを解消するため、区役所の各窓口を案内するフロアマネージャーを配置しました。</p> <p>また、合わせて高齢者や障がい者の方などに移動援助も実施しました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● 快適に窓口を利用できるよう、環境を整備します

資産評価課	市税事務所整備事業 <p>市税事務所整備事業開設に向け、色分けするなどした看板を、市民の動線上、目に入りやすい場所を考え設置しました。</p>
東区(健康福祉課)	受付窓口の環境整備 <p>障がい福祉係及び高齢介護係の受付窓口に杖を掛ける器具を設置しました。 また、立ち上がりやすいように肘付きの椅子に替えました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>東区地域ふれあいプラン</p> <p>プランに「【基本目標5】健康で住みやすいまちづくり(健康・環境)の〈活動目標②〉どこでも、だれでも安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの考え方を取り入れましょう。」の項目があり、啓発や、環境整備に努めます。</p> <p>東区地域ふれあいプラン本文</p>
東区(石山出張所)	石山地区センター冷水器設置工事 <p>冷水器は地域保健福祉センターの奥に1台あるだけで、利用者が限られていました。 設置高も低く、車いす使用者を初め子どもまで幅広く利用できるようにエレベーターホールの一角に設置しました。</p>
中央区(総務課)	窓口スペースの拡充 <p>執務スペースが狭くて、窓口カウンターが通路にはみ出し、窓口スペースを十分に確保できていませんでしたが、地域課を1階に移動させることで、窓口スペースを拡充するとともに、プライバシー保護にも配慮しました。</p>
中央区(総務課)	窓口表示の改善 <p>総務係と安心安全係の2つの係の窓口表示がわかりにくいと、業務内容を大きく表示し、わかりやすくしました。 これにより、来庁者が目的の窓口スムーズに行っていただくようになりました。</p>
秋葉区 (区民生活課、健康福祉課、秋葉税務センター)	秋葉区役所窓口改善運動 <p>主たる窓口対応職場である区民生活課、健康福祉課、秋葉税務センターが連携し、組織的、継続的に窓口改善運動を推進するために推進チームを設置し、秋葉区役所における窓口改善運動を推進している。</p> <p>◆25年度に実施した内容 授乳スペースの設置、区役所1階多目的トイレにベビーキーパー等の設置、ローカウンター申請書記載台を区民生活課に設置、点字ブロックの設置。</p> <p>◆26年度の状況 以下3つのテーマについて検討を継続中 ・区民生活課のレイアウトの見直し ・区民生活課・健康福祉課のカウンターのプライバシー保護 ・秋葉区職員の心得</p>
西蒲区(区民生活課)	記載台表示の改善 <p>各種交付請求書の記入例の位置を目線の高さと同レベルに変更し、見やすくなることでスムーズに請求書に記入ができるように環境を整備しました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● プライバシー保護に配慮します

こども未来課	<p>就労支援業務</p> <p>就労相談を受けるときの面談スペースを設置しました。</p>
建築行政課	<p>窓口業務</p> <p>相談内容に応じて、通常の窓口でなく課の打合せスペースで対応を行うことで、個人情報の保全に配慮しました。</p>
職員課	<p>職員の給与・手当、健保・年金等に係る相談等事務</p> <p>職員の立ち入った事情に接する可能性があることから、必要に応じて、個別相談スペースを利用したり、別室を準備したりするなど、プライバシーにできるだけ配慮して相談を受けるなどしました。</p>
用地対策課	<p>来客スペースを隔離した配置にし、プライバシー保護に配慮しました。</p>
中央区(区民生活課)	<p>窓口カウンター仕切り版の大型化</p> <p>隣を気にせず落ち着いてお手続きいただけるよう、カウンターの仕切り版を大型のものに変更しました。</p>
中央区(総務課)	<p>採用面接</p> <p>採用面接時に、思想信条をはじめプライバシーに関わる質問などをしないようにしています。</p> <p>相談スペースの確保</p> <p>執務スペースが狭くて、窓口カウンターが通路にはみ出し、窓口スペースを十分に確保できていませんでしたが、地域課を1階に移動させることで、窓口スペースを拡充するとともに、プライバシー保護にも配慮しました。</p>
南区(総務課)	<p>カウンター仕切板の設置</p> <p>窓口でのプライバシーの確保のため、大きな仕切板を設置しました。</p>
西区(総務課)	<p>職員以外の執務スペースへの立ち入り禁止</p> <p>市民に誤解を与えないよう、休憩時間中であっても職員以外が執務スペースへ立ち入ることを禁止しました。</p>
西蒲区(地域課)	<p>自治会長名の照会及び課内での徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会長名の照会に対し、個人情報の取り扱い方法のルール化 課内における個人情報保護の取り扱い注意義務の徹底
西蒲区(区民生活課)	<p>仕切板の設置</p> <p>窓口対応カウンターで、椅子に座って対応する箇所について会話の情報が漏れないようにするため、仕切板を設置しプライバシーの保護を図りました。</p>
教育委員会(教育総務課)	<p>採用面接者の対応や書類の取り扱い</p> <p>臨時職員の採用面接を個室で行うなど、プライバシー保護に配慮しました。 また、個人情報を含む書類はシュレッダーするなど、情報漏洩に注意して業務をしました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

4 地球環境に配慮した暮らし

● 環境基本計画に基づく取組を進めます

環境政策課	<p>①環境フェアの開催、②エコやろてばの運営、③出前講座の実施</p> <p>①環境フェア</p> <p>市が毎年開催している環境啓発イベントの「環境フェア」において、子どもから大人まで楽しめるよう、ブース展示やステージイベントについて「わかりやすさ」をコンセプトの一つとして実施しました。</p> <p>②環境情報交流HP「エコやろてば」の運営</p> <p>平成21年度に開設した「環境情報交流HP「エコやろてば」」については、子どもから大人まで楽しめるよう、コンテンツについて「わかりやすさ」に重点を置いて作成しました。</p> <p>③出前講座の実施</p> <p>環境問題に対する理解を深め、環境保全の取り組みを実践してもらうため、自治会、PTA、サークルなどを対象に出前講座を開催しました。</p>
ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等	
新潟市環境基本計画	
【役割と位置づけ】	
新潟市環境基本条例に基づく環境施策のマスタープラン。新潟市総合計画と相互に連携して、補完しながら、良好な環境の維持・形成を目指すもの。	
【計画の基本的視点】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な環境施策の推進 2 「田園型拠点都市」としての環境の保全と活用 3 循環型社会の実現に向けた資源循環の推進 4 地球規模の環境問題への積極的貢献 5 ユニバーサルデザインの考えに立った多様な主体の参加 	
【目指す都市像】	
市民とともに創る新潟環境ふれあい都市	
【施策目標】	
<ol style="list-style-type: none"> I 自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成 II 環境への負担の少ない資源循環都市の形成 III 健康で安心な快適環境都市の形成 IV 地球環境に貢献する都市の形成 	

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● 市民が環境保全に対する理解を深めるよう働きかけます

環境政策課	<p>にいがた市民環境キャンパス事業</p> <p>誰もが環境に関して、容易に学ぶことのできる機会を創出するため、大学、NPO、企業及び行政等が実施する環境関連講座(イベントも含む)等の情報を一元化し、ホームページや広報紙を通じて、広く市民に情報提供を実施しました。</p> <p>また、事業者や市民グループとの協働による環境学習機会の提供や、環境学習ツールの貸出を行い、市民の環境保全意識醸成に努めました。</p> <p>H26年度は上記に加え、環境保全団体と学生との交流会を実施し、本市の環境保全のあり方等について情報交換しました。</p>
	ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等
	新潟市環境基本計画
	<p>【役割と位置づけ】</p> <p>新潟市環境基本条例に基づく環境施策のマスタープラン。新潟市総合計画と相互に連携して、補完し合いながら、良好な環境の維持・形成を目指すもの。</p>
	<p>【計画の基本的視点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な環境施策の推進 2 「田園型拠点都市」としての環境の保全と活用 3 循環型社会の実現に向けた資源循環の推進 4 地球規模の環境問題への積極的貢献 5 ユニバーサルデザインの考えに立った多様な主体の参加
	<p>【目指す都市像】</p> <p>市民とともに創る新潟環境ふれあい都市</p>
	<p>【施策目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> I 自然と人間とが共生する田園ふれあい都市の形成 II 環境への負担の少ない資源循環都市の形成 III 健康で安心な快適環境都市の形成 IV 地球環境に貢献する都市の形成

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

5 行ってみたい・住んでみたいまちづくり

ア 公共交通機関を快適に

● 旅客施設などのユニバーサルデザイン化を進めます

福祉総務課	新潟市福祉有償運送運営協議会による協議 道路運送法関係法令に基づき、福祉有償運送の登録申請に先立ち、「運送の必要性」「対価」「運送の区域」について地域の合意を得るため、新潟市福祉有償運送運営協議会を開催して協議しています。
都市交通政策課	交通バリアフリー推進事業 誰もが移動しやすい交通環境の実現に向け、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」及び「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、交通事業者が実施する鉄道駅等の旅客施設の昇降設備等の整備を支援することでバリアフリー化を推進しました。 ・JR荻川駅 エレベーター設置補助(2基) ・JR東新潟駅 バリアフリー化詳細設計補助 ・JR新潟駅新幹線ホーム 内方線付点字ブロック設置補助(約400m×4線)

● オムニバスタウン事業に引き続き取り組みます

都市交通政策課	オムニバスタウン事業 人と環境にやさしい「バスを活用したまちづくり」を推進するため、ノンステップバスやICカードシステムの導入支援、バス停上屋の整備など利用環境の向上に取り組みました。
---------	---

● 公共交通で円滑に移動できるよう、連携して取り組みます

都市交通政策課	生活交通確保維持事業、空港アクセス改善事業 ●生活交通確保維持事業 民間バス事業では存続が難しい不採算路線への補助や、区バスの運行および住民バスへの支援を行うことにより、市民の生活交通の確保や維持に取り組みました。 ●空港アクセス改善事業 県と連携し、新潟駅と新潟空港を直通で結ぶリムジンバスを運行させることにより、空港アクセスの向上を図りました。
西区(地域課)	だれもが暮らしやすいまちづくり 誰もが円滑に目的地にたどり着くようにするため、行政施設から公共交通までの表示(サイン)のわかりやすさを区民グループで点検しました。 点検後の取り組みとして、坂井輪コミュニティバスのバス停全てに、ルート図を設置することで、利便性の向上を図りました。 また、JR寺尾駅掲示板に、坂井輪コミュニティバス時刻表・ルート図を設置することで、公共交通機関の乗り換えの利便性を高めました。

● 移動に制約のある方への輸送サービスの充実に努めます

福祉総務課	新潟市福祉有償運送運営協議会の開催 NPO法人、社会福祉法人等による道路運送法第79条の登録を受けて行われる福祉有償運送について、その必要性・課題・利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議します。 【登録団体】 NPO法人 5団体・社会福祉法人 7団体 【開催概要】 平成22年度 2回開催(実績報告等) 平成23年度 4回開催(実績報告、新規・更新登録等) 平成23年度 4回開催(実績報告、新規・更新登録等) 平成24年度 4回開催(実績報告、新規・更新登録等)
-------	--

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市福祉タクシー利用助成事業 ・新潟市中心身障がい者自動車燃料費助成事業
	<p>障がいのある方に対して、福祉タクシー助成券(1枚500円の助成)・リフト付タクシー利用券(小型車料金と大型車料金の差額の助成)の交付、または自動車の燃料費の助成を行いました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市障がい者地域生活支援事業(移動支援事業)
	<p>◎屋外での移動が困難な障がいのある方の外出のための支援を行い、社会参加活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会生活上必要不可欠な外出(買い物、等) ○余暇活動等の社会参加のための外出(旅行、サークル参加等) ▽移動支援利用者 1カ月平均 640人(平成23年度実績より) <p>※移動支援従事者の養成研修を円滑に行い、外出支援の担い手を養成します。</p>
	<p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>第2次新潟市障がい者計画・第3期新潟市障がい福祉計画</p> <p>市のホームページについても、内容の充実はもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないユニバーサルデザインに対応したページを作成していきます。(26ページ)</p> <p>市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅として整備するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。(38ページ)</p> <p>啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるようユニバーサルデザインの考え方を進めます。(41ページ)</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

イ 通行しやすい道路をつくる

● 誰もが安全に通行できる空間をつくります

道路計画課	交通バリアフリー重点整備地区整備
	重点整備地区内の特定道路において無電柱化及び歩道整備を実施しました。

● UDに対応したルールに基づき道路を整備します

道路計画課	幹線道路網の整備
	国道道及び幹線市道について道路構造令等各種法令に基づき整備を実施しました。

● 安全な歩行空間を保ちます

土木総務課	新潟市自転車利用環境事業
	新潟市自転車利用環境計画に基づき、各計画を推進しました。 走行空間計画では、走行空間ネットワーク路線の整備を行い、平成22年度から25年度までの累計でL=6.2kmを整備しました。 放置自転車対策では、新潟駅万代口周辺の自転車等放置禁止区域において、道路上の放置自転車の随時撤去を実施しており、駅等の市営駐輪場内や商店街等で長期駐輪されている自転車についても定期的に撤去を実施しています。

● 道路工事中も安全に通行できるよう配慮します

土木総務課	道路工事現場保安施設設置
	道路管理者として道路工事現場保安施設設置基準に基づいて保安施設を設置することで、道路工事中の歩行者や自転車利用者が安全に通行できるように配慮しています。

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

ウ わかりやすく見やすい案内標識の設置

● わかりやすい案内標識を設置します

西区(総務課)

西区役所庁舎整備事業

西区役所新庁舎建設にあたり、ユニバーサルデザインを考慮したサインを設置しました。

庁舎の案内掲示の変更

分館2階フロアの天吊り係案内が同一色でわかりにくかったため、業務ごとの課別に色分けし、来庁者にわかりやすいように変更しました。



※H26.1より、西区役所は新庁舎に移転したため、旧庁舎での取り組みです。

西区役所本館案内看板設置

西区役所は本館と分館に分かれており、目的の庁舎を間違えるケースが見られるため、分館駐車場内に分館から本館へ案内するための大型看板を2種類設置しました。
 ※H26.1より、西区役所は新庁舎に移転したため、旧庁舎での取り組みです。

ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等

特色ある区づくり事業(西区地域課)「誰もが暮らしやすい街づくり事業」(H23年度実施)

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

南区(総務課)

庁舎内サイン

庁舎のメイン出入口が、正面階段を上った2階にあるため、1階出入口やエレベーターの存在が分かりにくい状況でした。高齢者や足の不自由な方に周知するため、案内看板を設置しました。




第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

エ 安心して・安全に・快適に過ごせる施設づくり

● わかりやすく、安心して利用しやすい施設へ改善します

<p>保健衛生総務課</p>	<p>新潟市総合保健医療センター内表示増設</p> <p>①センター1階待合ホールのトイレ及び優先トイレの表示を、離れたところからも見えるよう突出したタイプを増設し、かつ表示の色を明るく工夫しました。</p>  <p>②センター1階待合ホールは、エレベーターを出た際に出口の方向が分かりにくいいため、エレベーター前に出口方向を示す大きな表示を増設しました。</p>
<p>公共建築第1課 公共建築第2課</p>	<p>公共施設の改築・改修工事に係る業務</p> <p>改築・改修工事に係る基本・実施設計業務において、バリアフリー、歩車分離の動線計画、分かりやすいサインの整備等に配慮しました。</p> <p>改築・改修工事に係る工事監理業務において、ユニバーサルデザインの視点から仕上げの確認、サインの設置位置、色彩等の確認を行いました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン</p> <p>公共施設のユニバーサルデザインの基本方針および整備の進め方や視点等を取りまとめたもの。(平成19年3月策定)</p>
<p>東区(建設課)</p>	<p>公園整備</p> <p>出入り口のバリアフリー化など利用しやすい公園整備を進めました。</p> <p>障がい者用トイレの整備を行いました。</p>
<p>南区(総務課)</p>	<p>多目的トイレの整備</p> <p>1階に設置している身障者用トイレをより多目的に利用できるように改修しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベビーベッド設置 ○オストメイト対応 ○洗面器の水栓は自動水洗 ○便器をウォシュレットタイプに交換 <p>※入り口に多目的トイレの表示パネルを貼付 ※照明は、人感センサーにより自動点消灯</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

<p>南区(総務課) (続き)</p>	<p>庁舎案内サイン設置、会議案内板等の設置</p> <p>来庁者の利便性向上のため、庁舎サイン、会議案内板等を設置。</p> <p>○2階正面玄関入り口の庁舎案内板を改修して見やすくし、市民ホールにも増設したほか、各フロアのエレベーター前に当該階の案内図を設置。</p> <p>○2階市民ホールに2階各課等の誘導サインを、事務スペース上に各課等の名称、主な業務を明記した看板(各課等ごとに付番。2階部分は各課等のイメージカラーに、3階は紺色で統一)を設置。</p> <p>○2階市民ホールに当日の会議名・時刻・会場等を周知する案内板を設置。また、各会議室入り口に会議名・担当課を表示できるようにパネルを設置。</p>
<p>西蒲区(地域課)</p>	<p>施設内の案内表示</p> <p>所管施設内にある案内表示の検討を行いました。</p>
<p>西蒲区(建設課)</p>	<p>公園整備</p> <p>トイレのバリアフリー化に併せて、多目的トイレの整備を行っています。(大通川公園、丸小山公園)</p>
<p>西蒲区(総務課)</p>	<p>庁舎管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく、利用しやすい施設とするため、施設内の案内表示板を改善しました。 ・国道116号線沿いに区役所への案内表示を設置しました。 ・高齢者や障がいのある方が利用しやすい施設とするため、施設内の段差を解消しました。
<p>教育委員会(生涯学習センター)</p>	<p>生涯学習センター内多目的トイレオストメイト用ペーパーホルダー、水石鹸入れの設置</p> <p>人口肛門、人工膀胱造設者が設備を利用しやすいように、生涯学習センター2階～5階の多目的トイレ内にあるオストメイト用流し部分にペーパーホルダー及び水石鹸入れを設置しました。</p> 

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● ユニバーサルデザインの視点で公共施設を整備・検証します

新潟市美術館	<p>新潟市美術館大規模改修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見やすくデザイン性の高い館内サインへ更新しました。 ・受付カウンターを移設し、案内モニター画面新設等、案内をわかりやすくしました。 ・展示室の床や照明の改善により鑑賞環境を向上させました。 ・冷水機、トイレ、手洗い、などを改修しました。 ・階段(屋内、外)の視認性を向上させました。 ・屋外の歩行者通路を改善しました。 ・喫茶室出入口の段差を解消し、自動ドア化しました。
<p>公共建築第1課 公共建築第2課</p>	<p>公共施設の建設工事に係る業務</p> <p>建設工事に係る基本・実施設計業務において、設計図書の特記仕様書にユニバーサルデザインに関連する基準・計画を適用するよう記載し、ユニバーサルデザインの視点での公共施設整備に取り組みました。</p> <p>建設工事に係る工事監理業務において、ユニバーサルデザインの視点から仕上げの確認、サインの設置位置、色彩等の確認を行いました。</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン</p> <p>公共施設のユニバーサルデザインの基本方針および整備の進め方や視点等を取りまとめたもの。(平成19年3月策定)</p>
江南区(地域課)	<p>新潟市亀田総合体育館武道場・屋内多目的運動場整備事業</p> <p>新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドラインに基づき施工しました。</p>

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて学校を整備します

<p>教育委員会(施設課)</p>	<p>学校改築事業</p> <p>改築の際に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、安心・安全・快適な施設の整備を実施しました。</p> <p>○小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下山小学校(校舎、屋内体育館) ・沼垂小学校(校舎) ・金津小学校(校舎) ・亀田東小学校(校舎) ・新津第一小学校(校舎) ・荻川小学校(校舎、屋内体育館) ・新関小学校(校舎、屋内体育館) ・小針小学校(校舎、屋内体育館) ・笹口小学校(校舎、屋内体育館) ・山田小学校(校舎) ・笹山小学校(屋内体育館) ・潟東南小学校(屋内体育館) <p>○中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡方中学校(武道場) ・新津第一中学校(校舎、屋内体育館、武道場) ・新津第二中学校(校舎、屋内体育館、武道場) ・小合中学校(武道場) ・岩室中学校(校舎、武道場) ・中之口中学校(校舎、屋内体育館、武道場) ・臼井中学校(校舎) ・潟東中学校(屋内体育館、武道場) <p>ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等</p> <p>新潟市学校整備指針</p> <p>II 各計画方針</p> <p>3 計画規模方針</p> <p>(4) 関連整備の内容又は配慮</p> <p>……、地域全体の人々の利用を目指すことから、相互にユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設づくりや、エレベータ設置をはじめとするバリアフリーに対応した施設づくりとする。</p>
-------------------	--

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

オ 楽しく安心して買い物ができる環境づくり

● 建築関係者に情報を提供し、意識啓発を図ります

建築行政課	新潟県福祉のまちづくり条例協議審査業務 届出に該当する建築物(特定公共施設)の審査において、誰もが使いやすい設計となるよう審査・指導を行いました。
-------	--

● 商店街関係者への意識啓発を続けます

商業振興課	<p>商店街環境整備事業</p> <p>1 事業内容 商店街の環境を整備することで、消費者に便利で快適な買い物の場を提供し、商店街の魅力向上させる事業に対し助成しました。</p> <p>2 対象事業 商店街団体が実施する共同施設(アーケード・カラー舗装・街路灯・案内板等)の設置、改修(アーケードの場合は撤去を含む)</p> <p>3 主な補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊栄駅前商店街アーケード改修&防犯カメラ設置(H25年度) ○古町通6番町商店街アーケード改修事業(H25年度) ○万代中央商店街アーケード改修事業(H26年度) ○榎谷小路商店街アーケード再整備事業 ○新津駅前商店街アーケード撤去・街路灯改修事業 ○沼垂東横町商店会アーケード改修事業 ○万代シテイ街路灯及び防犯カメラ設置事業(平成22年度) ○本町通五番町アーケード撤去事業(平成22年度) ○新潟駅前東大通アーケード改修事業(平成23年度)
-------	---

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

カ 一生安心して暮らせる住まいづくり

● 住宅の建築主に対する意識啓発を続けます

住環境政策課

すまいづくり教室

住宅の新築や改築等を考えている市民やすまいづくりに興味を持っている市民を対象に、すまいづくりの基礎知識や資金計画、室内環境、有効な空間利用、リフォーム・メンテナンスなど、住宅に関する様々な情報を提供し、個々のすまいづくりの実践に向けより深く考えるきっかけにしようと同時に、すまいづくりをとしたまちづくり、地域づくりに関わっていく意識を持ってもらいます。

平成26年度新潟市主催
住宅の新築・リフォームの基礎について学びませんか？

すまいづくり 教室

参加者募集(無料)
必要な講座だけの受講もできます



会 場：東区プラザ（東区役所2階）

時 間：13：30～16：30（受付13：00～）

定 員：先着50家族（事前に申し込みが必要です）
※おひとりでも参加できます

申込先：新潟市 住環境政策課 電話025-226-2815



■ 第1回：平成26年12月6日（土）

- （新）● はじめての家づくり
計画から完成まで
- （新）● すまいのお金
～ライフサイクルコストについて考える～
- （新）● すまいのお金
～資金計画について考える～

■ 第2回：平成26年12月13日（土）

- （新）● 地震に強い家づくり
- （新・リ）● プランニングのいろは
～水廻りのつくり方～
- （新・リ）● 省エネ設備で環境に
やさしいすまい

■ 第3回：平成27年1月17日（土）

- （リ）● リフォーム成功の鍵
- （リ）● 地震に備える
～耐震改修～
- （リ）● すまいのバリアフリー対策

■ 第4回：平成27年1月24日（土）

- （新・リ）● メンテナンスのポイント
- （新・リ）● エコで快適な暮らし
- （新・リ）● 茶話会
建築士を交えたグループで
すまいについての語り合い

（新）とは新築をお考えの方に特に聴いていただきたい講座です。
（リ）とはリフォームをお考えの方に特に聴いていただきたい講座です。



申込先：住環境政策課 電話：025-226-2815

住環境政策課

健幸すまいリフォーム支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリー化又は省エネ化並びにそれに併せて行う居住環境や住宅機能の維持又は向上のための住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

● 市営住宅のユニバーサルデザイン化を進めます

住環境政策課	市営住宅環境改善モデル事業
	曾野木住宅そてつ棟(40戸)の大規模改修工事において、市営住宅のユニバーサルデザイン化を図りました。
	亀田向陽住宅建築事業
	巻地区住宅建設事業
	物見山第1住宅建設事業
	市営住宅の建設工事において、ユニバーサルデザイン化を図りました。
	ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等
	新潟市営住宅条例
	(良好な居住環境の確保) 第4条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。 (住戸内の各部) 第4条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。 (共用部分) 第4条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。 (通路) 第4条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。 2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

6 使いたくなるものづくり

● ユニバーサルデザインを取り入れた商品づくりに取り組む企業を支援します

産業政策課	新潟IPC財団による①総合相談窓口の開設 ②新製品開発、技術開発への支援事業
	①新潟IPC財団の総合相談窓口において、ユニバーサルデザイン等の技術的見識があるビジネス支援センター所長が随時、相談に応じています。
	②製品開発等を支援する補助事業等で、ユニバーサルデザイン製品の研究開発も対象とし、ユニバーサルデザイン製品の開発・普及に取り組む企業を支援できる体制を整備しています。
	ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等
	ユニバーサルデザインを取り入れた商品づくりのために特化した計画・指針は策定していませんが、新潟IPC財団の総合相談窓口や新製品開発・技術開発への支援事業でユニバーサルデザイン製品についても支援可能です。

第3次 新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画の取組状況

施策・行動計画項目

7 災害に備える

● 災害時要援護者対策の充実を図ります

防災課	地域防災力育成事業
	災害時要援護者避難支援の取組
	<p>自力で速やかな避難が困難な方の避難支援計画策定に向け、新規対象者の災害時要援護者名簿への掲載、自主防災組織などへの災害時要援護者名簿の提供など、「災害時要援護者避難支援」の取組を引続き行い、地域における災害時の仕組みづくりを推進しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿掲載者数: 25, 569人(平成26年4月1日現在) ・個別支援計画策定済者数: 15, 031人(平成26年4月1日現在)
	○支援者育成の取組
	<p>支援者を育成するため、主に中学生を対象とした実技講習会である「ジュニアレスキュー隊育成講習会」を実施したほか、避難支援用のリヤカーを希望する自主防災組織に貸与しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアレスキュー隊育成講習会 参加者118人(平成26年度) <ul style="list-style-type: none"> 参加者299人(平成24年度) 参加者308人(平成23年度) 参加者429人(平成22年度) ・リヤカー貸与台数25台(平成26年度) <ul style="list-style-type: none"> 54台(平成24年度) 87台(平成23年度) 102台(平成22年度)
ユニバーサルデザインの考え方を反映した計画・指針等	
新潟市地域防災計画	
<p>(第2部・第2章・第4節・予防2-7ページ) 避難場所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>(第2部・第3章・第4節・予防3-10ページ) 避難所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。</p>	